

業務委託契約条項

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この条項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、業務委託仕様書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この条項及び仕様書を内容とする業務委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、この条項及び仕様書を内容とする業務（以下「業務」という。）を履行期間内に完了し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 この業務を完了するために必要な一切の手段（「履行方法」という。以下同じ。）については、この条項及び仕様書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この条項及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 この業務の履行に係る経費は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、すべて受託者の負担とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この条項に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、適正な期間内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務計画書の提出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- 2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の業務計画書を受理した日から7日以内に、受託者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この条項の他の条文の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対して業務計画書の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務計画書は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(秘密の保持等)

- 第4条 受託者は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法を遵守しなければならない。
- 2 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 受託者は、委託者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた仕様書等（業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ又は譲渡してはならない。

（契約の保証）

第5条 委託者が求めたときは、受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第7条 受託者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（下請負人の通知）

第8条 委託者は、受託者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第9条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（担当職員）

第10条 委託者は、担当職員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この条項の他の条文に定めるもの及びこの条項に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は第11条に定める受託者の業務責任者に対する業務に関する指示

- (2) この条項及び仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務責任者との協議
 - (4) 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照会その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
 - 4 第2項の規定に基づく担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
 - 5 この条項に定める書面の提出は、契約代金に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、担当職員に関する措置請求に係る書類及び別に仕様書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。
(業務責任者)
- 第11条 受託者は、業務の履行上の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金額の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。
(履行報告)
- 第12条 受託者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。
(業務責任者等に対する措置請求)
- 第13条 委託者は、業務責任者又は受託者の使用人若しくは第7条の規定により受託者から業務を委託された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を委託者に通知しなければならない。
 - 3 受託者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る事項について決定し、その結果を受託者に通知しなければならない。
(貸与品等)
- 第14条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。
- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、遅滞なく委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 3 受託者は貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 受託者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用

となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。

- 5 受託者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受託者は、業務の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに担当職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書に誤謬又は脱漏があること
 - (2) 仕様書の表示が明確でないこと
 - (3) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (4) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
- 2 担当職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 委託者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受託者に通知しなければならない。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書の変更)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受託者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部の履行を一時中止させることができる。

- 2 委託者は、前項の規定により業務の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責に帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、その事由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、この条項の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を受託者に請求することができる。
- 3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第20条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(契約金額の変更方法等)

第21条 契約金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 この条項の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(経済変動に基づく契約内容の変更)

第22条 履行期間内に、日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、委託者と受託者とが協議の上、契約金額又は業務内容を変更することができる。

(臨機の措置)

第23条 受託者は、災害防止又は盗難防止等(以下「災害防止」という。)のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受託者は、あらかじめ委託者又は担当職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者又は担当職員に直ちに通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受託者は、ただちに口頭にて報告し、後日通知することができる。

3 委託者又は担当職員は、災害防止その他業務の履行上、特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、委託者が負担する。

(一般的損害)

第24条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害(次条第1項若しくは第2項に規定する損害を除く。)については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額(仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(契約金額の変更に代える仕様書の変更)

第26条 委託者は、第9条、第15条から第17条まで、第19条又は第22条から第24条までの規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(検査)

第27条 受託者は、業務が完了したときは、直ちに委託者に対して、検査の請求をしなければならない。

2 委託者は、前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から10日以内に、検査を完了しなければならない。

3 検査に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

4 受託者は、第2項の検査に合格しない場合において、委託者が期限を指定して履行を請求したときは、直ちにこれを完了しなければならない。この場合において、履行が完了したときは、第2項の規定を準用する。

5 前項の履行が指定した期限内に完了しないとき又はその検査に合格しないときは、委託者は、履行期限経過後の日数に応じ、受託者から遅延違約金を徴収する。この場合においては、第34条第1項及び第2項の規定を準用する。

(契約代金の支払)

第28条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約代金を支払わなければならない。

(前金払)

第29条 受託者は、仕様書で前払金の支払いを約した場合においては、仕様書に定めるところにより、前払金を請求することができる。

2 受託者は、前項の場合において、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下この条及び次条において「保証事業会社」という。）と、頭書の履行期間を保証期間とし、同条第5項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の4以内の前払金（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを委託者に請求することが出来る。

3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受託者は、前払金をこの業務に係る経費以外の支払いに充当してはならない。

5 受託者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、前払金の額がその増額後の業務委託料の10分の2に満たないときは、その増額後の業務委託料の10分の4から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の支払いを委託者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

6 受託者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受託者は、業務委託料が減額された日から20日以内に、その超過額（1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還をすることが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

8 委託者は、受託者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣の決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(部分払)

- 第30条 受託者は、業務の完了前に、仕様書で部分払の支払いを約した場合においては、履行部分に相応する契約金額相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、当該履行部分を他の部分から切り離すことができる場合にあっては、仕様書に別に定める額を請求することができる。
- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る履行部分の検査を委託者に請求しなければならない。
 - 3 委託者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、前項の検査を完了しなければならない。
 - 4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。
 - 5 受託者は、第3項の検査に合格したときは、部分払を請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求を受けた日から30日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、仕様書に別に定めた場合を除き、次の式により算定する。この場合において第1項の契約金相当額は、委託者が定める。
部分払金の額 \leq 第1項の契約金額相当額 \times (9/10-前払金額/契約金額)
 - 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中の「契約金額相当額」とあるのは「契約金額相当額から既に部分払の対象となった契約金額相当額を控除した額」とするものとする。
(第三者による代理受領)
- 第31条 受託者は、委託者の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が第三者を代理人とした場合において、受託者の提出する支払請求書に当該第三者が受託者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条又は第30条の規定に基づく支払をしなければならない。
(前払金等の不払に対する業務中止)
- 第32条 受託者は、委託者が第29条又は第30条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、その理由を明示して、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が業務の履行を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受託者が増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
(債務不履行に対する受託者の責任)
- 第33条 受託者がこの契約に違反した場合、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めて履行を請求し、又は履行の請求とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償については、受託者がその責に帰すべからざることを立証したときは、この限りではない。
- 2 前項において受託者が負うべき責任は、第27条第2項又は第30条第3項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
 - 3 第1項の規定による履行又は損害賠償の請求は、第27条第2項の検査に合格した日から3年以内に行わなければならない。ただし、その違反が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をできる期間は10年とする。
 - 4 委託者は、業務の完了の際に受託者のこの契約に関して違反があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該履行の請求又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受託者がその違反があることを知っていたときは、この限りでない。
 - 5 第1項の規定は、受託者の契約違反が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等

の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第34条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間までに業務を完了することができない場合においては、委託者は、遅延違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、契約金額から第30条の規定による部分払に係る契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額とする。

3 委託者の責に帰すべき事由により、第28条又は第30条の規定による支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の解除権)

第35条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責に帰すべき事由により履行期間までに完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(2) 前号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第38条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当すると判明したとき。

(5) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は委託者に帰属する。

3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、受託者は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があると

きは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

4 委託者は、第1項の規定により受託者とのこの契約を解除する場合において、受託者の所在を確認出来ないときは委託者の事務所にその旨を掲示することにより、受託者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から10日を経過したときに生ずるものとする。

(談合その他不正行為による委託者の解除権)

第36条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。)第49条第1項の規定による排除措置命令又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。)を行い、当該排除措置命令又は審決が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。
- (3) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 受託者(受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(協議解除)

第37条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第35条第1項の規定によるほか、必要があるときは、受託者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受託者の解除権)

第38条 受託者は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第16条の規定により、委託者が契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第17条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 委託者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第39条 委託者は、契約が解除された場合においては、検査に合格した履行部分があるときは、委託者は当該履行部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。

2 前項の場合において、第29条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第30条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項前段の履行部分に相応する契約代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受託者は、解除が第35条の規定によるときにあつては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第37条又

- は前条の規定によるときにあつては、その余剰額を委託者に返還しなければならない。
- 3 受託者は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 4 受託者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受託者が所有又は管理する物件があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、履行場所等を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
 - 5 前項の場合において、受託者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 6 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第35条の規定によるときは委託者が定め、第37条又は前条の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第40条 受託者は、第36条第1項各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第36条第1項第4号のうち、受託者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合。
- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、受託者が共同企業体等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して支払わなければならない。受託者が既に共同企業体等を解散しているときは、代表者であった者及び構成員であった者についても同様とする。

(相殺)

第41条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第42条 この条項において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第43条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。